

仕様書等に対する質問への回答

案件名称	天王寺動物園園内情報利用パソコンおよびプリンター等機器一式長期借入	
質問	回答	
<ul style="list-style-type: none"> ・予算削減等で契約解除となった場合、解約時点でのリース残債相当額を請求することは可能との認識でよろしかったでしょうか。また、過去にそのような事象が発生したことがありますでしょうか。 	<p>契約約款第24条に基づき契約を解除した場合、未経過の賃貸借料は支払いません。また現段階でそのような事象が発生したことはございません。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・動産総合保険の保険範囲は地震、津波、噴火などを起因とする損害は対象外とし、保険金額は物件納入価格を基に経過期間に応じて逡減する一般的なものでよろしかったでしょうか。 	<p>動産総合保険の補償範囲につきまして、特段、指定はありません。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・納品予定の建物の築年数は何年で、建替え予定はございますでしょうか。また、当該建物は耐震工事実施済みでしょうか。 	<p>築年数は35年、建て替え予定もございません。耐震工事実施もございません。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスや世界的な電子機器・部品の不足等により、受注者や納入業者等の不可抗力の影響で納入遅延となった場合、納入期限のご相談をさせて頂くことは可能でしょうか。 	<p>物品長期借入契約書約款第13条に記載がありますが、受注者の責めに帰すべき事由により借入期間の始期に物品（装置）を借受ることができない場合において、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求します。不可抗力などそれ以外の場合は、同約款第32条に記載のとおり、協議させていただきます。なお、何を以って不可抗力とするかについてもその際協議させていただきます。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・入札保証金は免除という認識で問題ないでしょうか。 	<p>地方独立行政法人天王寺動物園契約規則第5条に該当する場合、入札保証金を免除することができますとしております。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・弊社リース会社の為、当該機器の設置工事・既設撤去等専門業者に委託することは可能でしょうか。 	<p>可能です。ただし、その委託料について法人が契約外で別途負担することは致しかねます。当該機器の設置工事・既設撤去等専門業者へ</p>	

	支払金額も契約金額に含めてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 6. 2、6. 3に予備品の用意についての記載がございますが、 ・弊社の想定としてオンサイト修理の範疇に交換等が含まれる想定をしております。その認識で問題ございませんでしょうか。 	その認識で問題ございません。
<ul style="list-style-type: none"> ・入札実施時に封筒は必要でしょうか。必要な場合、ひな形、捺印有無等ございましたらご提示のほどよろしくお願いいたします。 	封筒は必要ございません。公告文した文章のとおり、入札書のご記入とご押印お願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・入札書に記載する金額は総額税抜の認識でよろしいでしょうか。 	リース料総額(税別)のご記入で間違いございません。
<ul style="list-style-type: none"> ・本件、動産総合保険の付保は必要でしょうか。必要な場合、以下のご教授お願い致します。 ・動産総合保険の付保対象はハードウェアのみの認識でしょうか。 ・保険金額が期間逡減する一般的な内容でよろしいでしょうか。 	動産総合保険の補償範囲につきまして、特段、指定はありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・満了時の端末及びプリンターの離線等は天王寺動物園様もしくは時期導入業者にて対応いただける認識で問題ないでしょうか。 	その認識で問題ございません。
<ul style="list-style-type: none"> ・満了時にデータ消去について記載がございますが、下記のご教授お願いいたします。 ・データ消去場所 物件引揚後受注者所定の場所 ・データ消去方法 ソフトウェア消去 ※SSD専用の消去方法である「Secure Erase」や「暗号化消去」が実施される消去方式であれば、受注者の任意の消去方式でもよろしいでしょうか。 ・データ消去対象 PCに付随するSSD ・データ消去実施後の報告書は受注者所定書式での対応で問題ないでしょうか。 <p>また、ソフトウェア消去が困難で物理破壊で対応した場合、物理破壊後の写真は必要で</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・データ消去場の実施場所について特に指定はありませんが、法人事務所内での実施ということであれば相談の上、対応いたします。(そのための作業場所を準備する等) ・確実に消去されていることが法人担当職員の目視による確認もしくは仕様書にあるとおり、契約ごとに発行されるノートパソコンのハードディスク内のデータ内容を完全消去し、復元不可能な状態にすることとし、その作業が完了した旨の証明書(任意様式)の提出でもって確認できれば、受注者の任意の消去方式で結構です。 ・データ消去対象はお見込のとおりです。 ・データ消去実施後の報告書は受注者所定書

<p>しょうか。 万が一上記認識に相違がある場合、具体的にご教授お願い致します。 例) データ消去場所 現地、方法 物理破壊等</p>	<p>式での対応で問題ございません。 ・物理破壊後の写真提出は必要ありません。</p>
<p>・受注者の責によらない事象(紛争・サプライチェーン問題等)により、納期が遅れる場合、ペナルティ(指名停止、損害賠償等)なく、期間変更の協議に応じていただけますでしょうか。万が一納期遅延等が発生した場合は、受注者にて既設案件の延長等の対応を行う認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>物品長期借入契約書約款第13条に記載のとおり、受注者の責めに帰すべき事由により借入期間の始期に物品(装置)を借受けることができない場合において、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求します。それ以外の場合は、同約款第32条に記載のとおり、協議させていただきます。</p>